

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5年分

(令和 年 月 日開催分)



(ふりがな) くぼひろみち こうえんかい
1 政治団体の名称 久保 博道 後援会

2 主たる事務所の所在地 高知市春野町南が丘6-9-2

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 榎並谷 哲夫

4 会計責任者の氏名 久保 紀子

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の 氏 名
公職の種類 (現職・候補者の別)

事務担当者の氏名	宇佐 洋祐
(電 話)	090-3182-2882
(電 話)	
(電 話)	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

千 円

収入総額	＝(前年からの繰越額)＋(本年の収入額)＝			十億			百万			9	3	0	8	7	6
(前年からの繰越額)	＝前年の収支報告書の「翌年への繰越額」＝									8	3	6	3	1	6
(本年の収入額)	＝用紙(その2)から(その6)までの合計＝										9	4	5	6	0
支出総額	＝用紙(その13)の「合計」欄の金額＝									2	4	6	2	8	0
翌年への繰越額	＝(収入総額)－(支出総額)＝									6	8	4	5	9	6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額		十億	百万	千	円
員 数		人			

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
うち特定寄附					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)					

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入										
摘 要		金 額						備 考		
		十億	百万	千	円					

注: 一件当たりの額 (数回にわたるときはその合計額) が10万円以上のものは個別に記載し、10万円未満のものは一括して「1件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額					備 考
1 経 常 経 費	十億	百万	千	円		
(1) 人 件 費			1 2 0	0 0 0		
(2) 光 熱 水 費						
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			1 3	7 1 1		
(4) 事 務 所 費			3 2	5 7 4		
小 計			1 6 6	2 8 5		
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費			4 7	3 5 8		
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			2 9	6 3 7	(ア+イ+ウ+エ)	
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣 伝 事 業 費			2 9	6 3 7		
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費			3	0 0 0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計			7 9	9 9 5		
合 計			2 4 6	2 8 0		

注：政治活動費の各項目については、それぞれ(その15)が必要です。
資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、経常経費(人件費を除く。)の各項目については、それぞれ(その14)が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組織活動費 (渉外費)			
支 出 の 目 的	金 額						年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十億		百万		千				
この頁の小計										
その他の支出					4	7	3	5	8	
合 計					4	7	3	5	8	

注1:国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2:右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、()ごとの記載が1ページ以上になる場合は、「その他の支出」を「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 宣伝事業費 ()			
支 出 の 目 的	金 額						年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十億		百万		千		円		
この頁の小計										
その他の支出						2	9	6	3	7
合 計						2	9	6	3	7

注1:国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2:右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、()ごとの記載が1ページ以上になる場合は、「その他の支出」を「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 調査研究費 ()			
支 出 の 目 的	金 額							年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十億		百万		千	円				
この頁の小計											
その他の支出						3	0	0	0		
合 計						3	0	0	0		

注1:国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2:右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、()ごとの記載が1ページ以上になる場合は、「その他の支出」を「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注:政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 10 日

政 治 団 体 の 名 称 久保博道 後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 久保 紀子



(解散時のみ記載)

代表者の氏名

*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

*会計責任者及び代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、会計責任者及び代表者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。